

# 広島市パートナーシップ 宣誓制度

令和3年  
1月に開始  
しました



## 制度の概要・趣旨

一方又は双方が性的マイノリティであるお二人が、互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約束した関係（パートナーシップ）であるという宣誓書を広島市に提出します。広島市はそれを受け取った証として、受領証と受領カードをお二人に交付します。

この制度に法的効力はありませんが、その関係を行政が認知することによって、性的マイノリティに関する社会的理解を促進するとともに、性的マイノリティの方々が安心感を持って生活できる社会が実現することを期待しています。

### 宣誓できる人の要件

受領証や受領カードは、市長に対してパートナーシップの宣誓を行ったお二人が、下記の事項に該当すると認められた場合に交付されます。

- ・ いずれか一方が市内に住所を有している
- ・ 成年に達している
- ・ 配偶者（事実上の婚姻関係を含む）がない
- ・ 宣誓をしようとする相手以外と宣誓していない
- ・ 二人の関係が直系血族、三親等内の傍系血族または直系姻族でない（養子縁組を除く）



パートナーシップ宣誓書受領カード	
広島市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱の規定に基づき、パートナーシップ宣誓書を受領したことを証します。	
宣誓者 【本人】 氏名 （ 年 月 日生）	【パートナー】 氏名 （ 年 月 日生）
住所	住所
宣誓日 年 月 日	
交付費	広島市長 印

↑受領カード(柄が入っているものもあります。)

様式第2号（第9条関係）		（表面）	
パートナーシップ宣誓書受領証			
（ 年 月 日生）	（ 年 月 日生）	（ 年 月 日生）	（ 年 月 日生）
住所	住所		
宣誓日 年 月 日	交付番号		
広島市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱の規定に基づき、パートナーシップ宣誓書を受領したことを証します。			
年 月 日		広島市長 印	

↑受領証(A4サイズ)

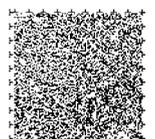


## 広島市市民局人権啓発部人権啓発課

（〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号）

TEL：082-504-2165 FAX：082-504-2609

E-mail：jinken@city.hiroshima.lg.jp



音声コード Uni-Voice

## 事業者の皆様へのお願い

同性カップルは民法上の婚姻関係がなく、事実婚ともみなされないことから、例えば、同居のために家を借りるとき、職場での福利厚生、病院での面会や治療の同意において、親族として認められないなどのさまざまな問題に直面します。本制度は法的効力を発生させるものではありませんが、趣旨をご理解いただき、受領証や受領カードの活用など、事業者の皆様のご協力をお願いいたします。



## 受領証を活用できる広島市の制度

広島市では、市営合葬墓の使用申込や、市営住宅の入居など、いくつかの制度で受領証を活用することができます。詳しくは、広島市のホームページをご覧ください。



広島市ホームページ  
WEBで検索、またはQRコードを読み込んでください

広島市パートナーシップ宣誓制度

検索



受領証の提示を受けた方は、本制度を利用する方の性的指向・性自認や、本制度を利用していることについては、**本人の許可なく口外しないよう**お願いいたします。  
本人の許可なくその人の性的指向や性自認を第三者に伝えることを「アウティング」と言います。アウティングは人格権やプライバシー権を著しく侵害する許されない行為です。

## 他の自治体との相互利用

広島市と広島市がパートナーシップ宣誓制度の相互利用に関する協定を締結した自治体との間で、パートナーシップ宣誓をした方が異動する場合、転出元に継続使用申請書を提出することにより、転出元への受領証及び受領カードの返還と転出先での新たな宣誓手続を行うことなく、転出先でも転出元の受領証等を継続使用することができます。

このため、宣誓者が民間サービスを受ける際に**他自治体が発行した受領証や受領カードを提示する場合があります**。その場合は継続使用の手続をしている旨の記載をご確認ください。

※協定を締結している市町…岡山市、福岡市、安芸高田市

(R 3. 10. 1 現在。今後、協定を締結する自治体が増える可能性があります。)

